

令和元年 9 月

お客さま各位

静清信用金庫

預金規定の改定および預金規定集の電子化について

平素は当金庫をご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、平成 30 年 2 月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、「普通預金規定」ならびに「貯蓄預金規定」を令和元年 12 月 2 日から下記のとおり改定いたします。

規定改定後は、お客さまに関する情報等を従前より詳細に確認させていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

当金庫がお願いする各種確認や資料の提出等に適切に応じて頂けない場合には、お取引をお断りさせていただく場合や、制限させていただく場合がございますので、ご了承ください。

また、本改定にあわせて従前お客さまにお渡ししておりました「預金規定集」の電子化を行います。

電子化により当金庫ホームページで各種規定をご確認いただけることから、令和元年 12 月 2 日以降は、当金庫窓口での同規定集の配付を終了させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、紙での交付をご希望のお客さまには規定を印刷の上、お渡しいたしますので、窓口までお申し出ください。

記

1. 改定する規定

普通預金規定 貯蓄預金規定

2. 改定日

令和元年 12 月 2 日（月）

3. 主な改定内容（普通預金規定、貯蓄預金規定共通）

（取引の制限等）〈新設〉

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ

資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

(解約等)〈(2)③を追加〉

(1) 省略

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が共通規定の第7条に違反した場合
- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 省略

※改定後の規定はこちらからご確認ください。

[普通預金規定](#)

[貯蓄預金規定](#)

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

静清信用金庫 事務部

054-281-1151